



津地区

合併協議会だより 第17号

平成16年 8月 1日 ●津地区合併協議会 ● ☎059 (229) 3450 ● FAX059 (229) 3451



大詰めを迎えた合併協議（津市センターパレスホール）

合併の期日を平成17年4月1日で提案

合併協定項目の協議も残すところわずかになり、協議会も大詰めを迎えています。

合併の期日については、昨年の第8回協議会で平成17年1月を目標とすることが確認されていますが、6月23日に開催された第27回協議会で具体的な合併期日を平成17年4月1日とすることが提

案されました。

その後7月5日に開催された第28回協議会で、提案された期日に対する協議が行われ、それぞれの市町村からさまざまな意見が出されましたが、さらに慎重に協議をするため、引き続き継続して協議することになりました。

目 次

1	合併期日を平成17年4月1日で提案	7		11	合併協定項目 市町村合併についてご意見・ ご要望をお寄せください
		7	第27回津地区合併協議会での議事		
2	第26回津地区合併協議会での議事	9			
6	第27回津地区合併協議会での議事	10	お便りのご紹介	12	最近の動き 協議会の開催予定 構成市町村の人口

第26回津地区合併協議会での議事

6月10日、津市センターパレスホールで第26回津地区合併協議会が開催されました。

報告事項は、平成15年度の津地区合併協議会歳入歳出決算と環境部会、産業労働部会、教育文化部会の5分科会の事務事業調整方針が報告され、すべて承認されました。

協議事項は、新市まちづくり計画や一般職の職員の身分の取扱い、また、各種事務事業の取扱いの中で障害者福祉事業、高齢者福祉事業、ごみ対策関係などの取扱いを協議しました。

協議された事項と結果は次のとおりです。

◆報告事項◆

議 題	結 果
①平成15年度津地区合併協議会歳入歳出決算について	①原案承認
②環境部会環境保全分科会の事務事業調整方針について	②原案承認
③産業労働部会観光分科会の事務事業調整方針について	③原案承認
④産業労働部会農業基盤整備分科会の事務事業調整方針について	④原案承認
⑤産業労働部会農業委員会分科会の事務事業調整方針について	⑤原案承認
⑥教育文化部会青少年育成分科会の事務事業調整方針について	⑥原案承認

◆協議事項◆

議 題	結 果
①新市まちづくり計画について	①継続協議
②各種事務事業の取扱いについて（環境対策関係その3）	②原案確認
③各種事務事業の取扱いについて（商工・観光関係その3）	③原案確認



新市まちづくり計画

新市まちづくり計画は、協議の結果、引き続き継続して協議することになりました。



各種事務事業の取扱い （環境対策関係その3）

【合併処理浄化槽に係る水洗化促進事業】

合併処理浄化槽に係る水洗化促進

事業は、廃止の方向で調整することが確認されました。



各種事務事業の取扱い （商工・観光関係その3）

【温泉運営事業】

温泉運営事業は、現行のまま新市に引き継ぐことが確認されました。現在の温泉施設などは、現行のまま新市に引き継ぎますが、新市移行後、望ましい温泉運営事業の在り方を検討します。



各種事務事業の取扱い （下水道事業その3）

【水洗便所改造費などの補助金】

水洗便所改造費などの補助金は、合併と同時に津市の例により調整することが確認されました。生活扶助世帯などの水洗便所改造に要する費用の助成は、津市の例により調整します。ただし、久居市で実施している水洗便所の改造に要する費用の積み立

議 題	結 果
④各種事務事業の取扱いについて（下水道事業その3）	④原案確認
⑤各種事務事業の取扱いについて（生涯学習関係その5）	⑤原案確認
⑥一般職の職員の身分の取扱いについて	⑥継続協議
⑦地方税の取扱いについて	⑦原案確認
⑧国民健康保険事業の取扱いについて	⑧原案確認
⑨各種事務事業の取扱いについて（障害者福祉事業）	⑨原案確認
⑩各種事務事業の取扱いについて（高齢者福祉事業）	⑩原案確認
⑪各種事務事業の取扱いについて（その他の福祉関係）	⑪原案確認
⑫各種事務事業の取扱いについて（ごみ対策関係）	⑫原案確認
⑬各種事務事業の取扱いについて（農林水産関係）	⑬原案確認
⑭各種事務事業の取扱いについて（上水道事業）	⑭原案確認
⑮各種事務事業の取扱いについて（市立学校の通学区域）	⑮原案確認
⑯各種事務事業の取扱いについて（文化振興関係）	⑯原案確認



次々と確認される協定項目

てに対する助成は、新市全域を対象に実施します。

なお、旧地域改善対策特別措置法に規定する対象地域内の水洗便所改造に要する費用の助成は、合併時に廃止する方向で調整します。



各種事務事業の取扱い (生涯学習関係その5)

【放課後児童健全育成事業】

放課後児童健全育成事業は、合併と同時に新たに制度を制定することが確認されました。

現在構成市町村には34個所の施設がありますが、公施設は新市に引き継ぎ、運営は民営で行うことで調整します。



補助基準は、国基準を原則とし、補助要件は下記の表のとおりとします。

なお、久居市の事業は、当分の間現行どおりとし、合併後3年程度で見直しを検討します。

放課後児童健全育成事業の補助要件

児童数	20人以上（ただし、既存の施設は例外。過疎地などは10人以上）
開設日数	年間281日以上（ただし、当分の間は200日以上も可）
指導員の配置基準	指導員は、児童数20人以上35人以下は2人以上、36人以上70人以下は3人以上、71人以上は4人以上



一般職の職員の身分の取扱い

一般職の職員の身分の取扱いは、一般職に属する職員は、引き続き新市の一般職の職員として身分を保有するものとする事とし、職員数は、その適正化に努めるものとする事。また、職員の任免、給与その他の取扱いは、公平・公正の観点から、津市の例を基本に統一を図るものとする事が提案されましたが、引き続き継続して協議することになりました。



地方税の取扱い

地方税の取扱いは、これまでに協議会で協議や報告をし、確認された内容をまとめたものが、合併協定項目として確認されました。

個人市民税の均等割額は、地方税法で定める標準税率で課税します。

法人市民税の法人税割は、資本などの金額が1億円を超える法人は、13.5%の税率で課税します。

入湯税は、鉱泉浴場への入湯客1人1日150円を課税します。

都市計画税は、市街化区域の土地と家屋に税率0.3%の都市計画税を課税します。



ただし、久居市、河芸町、香良洲町の市街化区域は、合併特例法第10条の規定により平成21年度までの間に限って課税を免除します。

なお、都市計画税は、都市計画税が課税されている市街化区域において、下水道事業や街路事業、区画整理事業などを実施する別枠の財源とします。



国民健康保険事業の取扱い

国民健康保険事業の取扱いは、これまでに協議会で協議や報告をし、

確認された内容をまとめたものが、合併協定項目として確認されました。

国民健康保険制度は統一を図るものとし、賦課方法は保険料、賦課方式は医療分と介護分とも所得割、均等割、平等割の3方式とします。算定方法は、前年所得とします。



賦課割合は、応能割50%、応益割50%で平準化し、料率は、新市での当該年度の医療費に見合う料率を設定します。

遡及分は、従来どおりの例により算定します。

葬祭費は5万円とします。



各種事務事業の取扱い (障害者福祉事業)

各種事務事業の取扱い（障害者福祉事業）は、これまでに協議会で協議や報告をし、確認された内容をまとめたものが、合併協定項目として確認されました。

心身障害児（者）福祉年金給付事業は、心身障害児を扶養している父母と養育者に対して年金を支給していく方向で調整します。

重度心身障害者等介護手当給付事業は、介護者に対して手当を支給する方向で調整します。

重度心身障害者タクシー料金助成事業、身体障害者自動車燃料費助成事業、人工透析患者通院手当は、対象者がタクシーか自動車か公共交通機関かのいずれかを使用した場合に助成する新たな制度を制定します。なお、それぞれの事業の支給基準や金額などは合併までに調整します。





各種事務事業の取扱い (高齢者福祉事業)

各種事務事業の取扱い（高齢者福祉事業）は、これまでに協議会で協議や報告をし、確認された内容をまとめたものが、合併協定項目として確認されました。

敬老祝金等事業は、敬老事業として祝金の贈呈と長寿者訪問の事業を行います。

祝金の対象者は、市内に1年以上居住し、9月15日現在で満80歳、90歳、100歳の節目を迎える人とし、祝金（または、記念品）の額は、合併までに調整します。

長寿者訪問は、市内最高齢者男女1人づつに、市長などが訪問し記念品を贈ります。



緊急通報装置事業は、合併後も引き続き実施します。

対象者は所得制限を設けますが、現在の利用者は経過措置として現行どおり事業を継続します。

老人クラブ助成事業は、津市の助成基準により助成します。

はり・灸・マッサージ施術費助成事業は、対象者を市内在住者で4月1日現在70歳以上の人とするなど、津市の例により調整します。

紙おむつ等給付事業は、現物給付とし、給付限度を1ヵ月5,000円分とすることで調整します。

高齢者訪問理美容サービス事業は、対象者を介護保険要介護4または5で理髪店や美容院に出向くことが困難な65歳以上の在宅高齢者とするなど、久居市の例により調整します。

在宅寝たきり老人等寝具乾燥機は、対象者を介護保険要介護4または5の在宅高齢者と身体障害者手帳1、2級所持者とし、事業内容と利用料金は河芸町の例により調整します。

徘徊高齢者家族支援サービス事業は、加入料金と徘徊探索器の本体、付属品を市が負担するなど、久居市の例により調整します。



各種事務事業の取扱い (その他の福祉関係)

各種事務事業の取扱い（その他の福祉関係）は、これまでに協議会で協議や報告をし、確認された内容をまとめたものが、合併協定項目として確認されました。

戦没者戦災犠牲者追悼式は毎年開催します。

心身障害者・65歳以上重度心身障害者医療費助成は、県補助事業対象者と療育手帳B中度の人を助成対象とすることで調整します。

乳幼児医療費助成および一人親家庭等医療費助成は、県補助事業対象者を助成対象とすることで調整します。

妊産婦医療費助成は、妊娠5ヵ月以上の妊産婦に対し、医療機関で支払った医療費（保険診療分）の一部と妊産婦健康診査費の一部を助成することで調整します。



精神障害者医療費助成は、対象者を精神障害者保健福祉手帳1、2級所持者とし、対象者および保護者が新市に1年以上居住していること。所得制限を設け、医療費の自己負担額の2分の1を助成すること。助成範囲は、3ヵ月以上の入院（精神疾患の治療に限る）のみとすることで調整します。



各種事務事業の取扱い (ごみ対策関係)

各種事務事業の取扱い（ごみ対策関係）は、これまでに協議会で協議や報告をし、確認された内容をまとめたものが、合併協定項目として確認されました。

一般廃棄物処理業の許可事務などは、津市の例により調整します。

リサイクル資源回収活動報奨金は、1kg当たり6円をめどに調整します。生ごみ処理機などの購入費補助金の限度額は、生ごみ処理機は1世帯1基で2万5,000円、コンポストは1世帯1基で3,000円をめどに調整します。家庭ごみの収集は、合併後も当分の間現行どおりとし、新市において策定する一般廃棄物処理計画に基づき、出来るだけ早く新市の一体性を確保できるように調整します。



収集ステーションの設置方法などは、合併後も当分の間現行どおりとしますが、設置補助金の補助率と限度額は合併までに調整します。

ごみ処理施設使用料は、1トンあたり1万5,000円とします。

ごみ処理施設操業に関する協定は、現行のまま新市に引き継ぎます。



各種事務事業の取扱い (農林水産関係)

各種事務事業の取扱い（農林水産関係）は、これまでに協議会で協議や報告をし、確認された内容をまとめたものが、合併協定項目として確認されました。

生産調整関係は、現在の市町村単位に地域水田農業推進協議会を設け、産地づくり交付金助成基準は、それ

それぞれの地域水田農業推進協議会で決定します。

新市単独交付金は、平成16年度からの国の米政策改革に対応するための新たな制度を設け、平成17、18年度の2年間、それぞれの地域水田農業推進協議会へ交付しますが、平成19年度以降は国の動向を見ながら新たな制度を制定します。

農業集落排水事業は、新市に引き継ぎます。

受益者の負担割合は、合併前からの継続事業（新規受益者を含む）は、該当事業が終了するまでの間は合併後も現行の負担割合などを適用する方向で調整しますが、新市の新規事業の受益者の負担割合は、新市で調整します。

使用料は、基本料金2,000円、人数割300円に一元化する方向で調整しますが、新市の農業集落排水事業が適切に運営できるよう、合併後3年程度をめどに料金改定などの検討を行います。

国・県・市町村の農林業基盤整備事業は、合併前からの継続事業は、該当事業が終了するまでの間、合併後も現行の負担割合などを適用する方向で調整します。

合併後の新規事業は、受益者負担割合など、合併と同時に新たな制度を統一する方向で調整します。

間伐関係の国の補助事業と県の単独補助事業は、現行のまま新市に引き継ぎますが、受益者負担率は美杉村以外の地域は白山町の例により調整します。

造林事業は、新市でも美杉村の例により、広葉樹植栽に対する支援を行います。



漁港整備事業は、新市に引き継ぎます。

県単独事業の合併後の受益者負担割合は、漁港や漁場基本施設など、受益者が不特定かつ公共が行うべきと認められるものは、受益者負担を求めないこと、また、水産経営構造改善事業など、受益者が特定できるものは受益者負担を求めていく考え方を基本に調整します。



各種事務事業の取扱い (上水道事業)

各種事務事業の取扱い（上水道事業）は、これまでに協議会で協議や報告をし、確認された内容をまとめたものが、合併協定項目として確認されました。

水道料金は、上水道、簡易水道とも津市の料金体系で調整し、美杉村の簡易水道利用組合が管理する簡易水道は現行どおりとします。



メーター使用料は廃止します。

なお、新市で水道事業の運営に支障がないよう、新市で新たに策定する水道事業計画を踏まえ、合併後3年程度をめどに料金改定について検討を行います。

水道メーターの開栓手数料は、1件当たり900円とします。

給水装置工事の申込手数料は、設計審査手数料900円、工事検査手数料2,300円、指定給水装置工事事業者の指定手数料は1万4,000円とします。

給水装置工事の新規給水加入金は、合併と同時に津市の例により調整しますが、久居市の特別加入金と風早団地新規給水分担金は廃止します。

開発行為に伴う上水道と簡易水道の設計審査・検査手数料、濁水防止用および工事用洗管料は、津市の例により調整します。

なお、施設拡充費および榊原簡易水道水源施設等工事負担金などは廃止します。

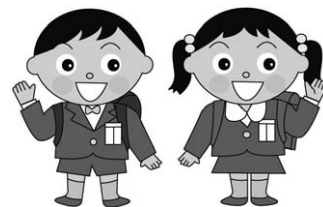


各種事務事業の取扱い (市立学校の通学区域)

各種事務事業の取扱いは、これまでに協議会で協議や報告をし、確認された内容をまとめたものが、合併協定項目として確認されました。

現在の通学区域の線引きは変更しないこととしますが、津市の指定校変更許可基準を基に、通学区域制度の弾力的運用を図り、構成市町村の境界に隣接する学区は、教室の状況や通学距離を考慮して、現在の通学区域はそのままに学校を選択できるよう調整します。

通学区域審議会を設置し、通学区域の設定、改廃を諮問していきます。



各種事務事業の取扱い (文化振興関係)

各種事務事業の取扱い（文化振興関係）は、これまでに協議会で協議や報告をし、確認された内容をまとめたものが、合併協定項目として確認されました。

文化団体への活動補助は、新市全域を対象区域とし、文化活動団体の連合組織に支援を行う方向で調整します。

指定文化財は、現行のまま新市に引き継ぎます。

指定文化財などの補助金は、合併までに調整します。

平成15年度
歳入歳出決算

平成15年度の津地区合併協議会の歳入歳出決算は、収入額3,394万8,876円に対し、支出額が3,177万2,835円となりました。

残額217万6,041円を平成16年度へ繰り越します。

歳入

(単位:円)

款	項目	内 訳	予算現額	収入済額
1	分担金及び負担金		32,000,000	32,000,000
	1 負担金	構成市町村負担金	32,000,000	32,000,000
3	繰越金		1,948,000	1,948,606
	1 繰越金	前年度繰越金	1,948,000	1,948,606
4	諸収入		2,000	270
	1 預金利子	預金利子	1,000	270
	2 雑入	雑収入	1,000	0
歳入合計			33,950,000	33,948,876

歳出

(単位:円)

款	項目	内 訳	予算現額	支出済額
1	総務費		13,716,000	12,162,150
		委員報酬	2,288,000	2,156,000
		普通旅費	1,239,000	980,950
		消耗品費	4,484,000	4,254,557
		燃料費	65,000	48,178
		光熱水費	70,000	37,712
		食糧費	311,000	256,346
		印刷製本費	86,000	13,754
		修繕費	140,000	21,000
	1 総務管理費	通信運搬費	897,000	790,972
		保険料	13,000	12,370
		委託料	720,000	595,350
		使用料	120,000	119,804
		事務用機器借上料	1,371,000	1,365,840
		自動車リース料	249,000	248,220
		事務用備品購入費	200,000	86,016
		負担金	1,263,000	1,175,081
		賠償金	200,000	0
2	事業費		20,071,000	19,610,685
		謝礼	1,814,000	1,628,965
		消耗品費	4,087,000	3,967,008
		食糧費	30,000	16,132
	1 事業推進費	印刷製本費	9,888,000	9,887,584
		手数料	980,000	930,066
		委託料	3,122,000	3,121,750
		使用料	150,000	59,180
3	予備費		163,000	0
	1 予備費	予備費	163,000	0
歳出合計			33,950,000	31,772,835

第27回津地区合併協議会での議事

6月23日、津市センターパレスホールで第27回津地区合併協議会が開催されました。

報告事項では、情報システム部会などから追加項目の事務事業調整方針の報告があり、承認されました。

協議事項では、継続協議中の新市まちづくり計画と使用料や手数料の取扱いなどが協議されました。

協議された事項と結果は次のとおりです。

◆報告事項◆

議 題	結 果
・追加項目の事務事業調整方針について	・原案承認

◆協議事項◆

議 題	結 果
①新市まちづくり計画について	①原案確認
②各種事務事業の取扱いについて(学校教育関係その4)	②原案確認
③各種事務事業の取扱いについて(その他その3)	③継続協議

議 題	結 果
④一部事務組合等の取扱いについて	④原案確認
⑤使用料、手数料の取扱いについて	⑤原案確認
⑥公共的団体等の取扱いについて	⑥原案確認
⑦附属機関の取扱いについて	⑦原案確認
⑧補助金、交付金等の取扱いについて	⑧原案確認
⑨各種事務事業の取扱いについて(児童福祉事業)	⑨原案確認
⑩各種事務事業の取扱いについて(環境対策関係)	⑩原案確認
⑪各種事務事業の取扱いについて(商工・観光関係)	⑪原案確認
⑫各種事務事業の取扱いについて(下水道事業)	⑫原案確認
⑬各種事務事業の取扱いについて(学校教育関係)	⑬原案確認
⑭各種事務事業の取扱いについて(生涯学習関係)	⑭原案確認
⑮各種事務事業の取扱いについて(その他)	⑮原案確認



新市まちづくり計画

第26回協議会で継続協議になっていた新市まちづくり計画は、昨年から原案、修正原案、最終案により協議が重ねられてきましたが、すべての内容が確認されました。



各種事務事業の取扱い (学校教育関係その4)

【(独)日本スポーツ振興センター災害共済給付事務】

第11回協議会から継続協議となっている(独)日本スポーツ振興センター災害共済給付事務は、合併と同時に新たに制度を制定することが確認されました。

共済掛金の保護者負担は、(独)日本スポーツ振興センター法の政令で定める範囲内としますが、合併後当分の間(5年程度)は負担を軽減することとし、負担額は合併までに調整します。

なお、保育園も同様の扱いとします。



各種事務事業の取扱い (その他その3)

【ケーブルテレビ事業に係る施設・設備に関すること】

ケーブルテレビ事業に係る施設・設備に関することは、次のとおり提案されましたが、引き続き継続して協議することになりました。

一志町、白山町、美杉村の既設のケーブルテレビ伝送路と関連施設(ただし、行政財産に併設されたスタジオ設備などは除く)は、ケーブルテレビ事業の効率的な管理・運用を図るため、(株)ZTVと協議をし、合併までに同社へ無償貸付の手続きを行い、アナログ放送停止予定時期の平成23年7月には譲渡条件を整えて同社へ譲渡します。

また、無償貸付に伴うケーブルテ

レビ利用料などの住民負担は、アナログ放送停止予定時期までは、原則として一志町の例により調整しますが、それ以降は新市において(株)ZTVと協議を行い定めます。

なお、無償貸付後もアナログ放送停止時期までは、原則として音声告知放送システムなどの既設システムや提供中のケーブルテレビ番組を含む、現行の放送や通信内容が維持できるように、新市で事業の継続、運用に努めます。



一部事務組合等の取扱い

一部事務組合等の取扱いはこれまでに協議会で協議や報告をし、確認された内容をまとめたものが、合併協定項目として確認されました。

【一部事務組合・広域連合】

津地区広域行政事務組合、久居市ほか6箇町村競艇事業組合は、合併の日までに一部事務組合を解散します。津地区広域圏粗大ごみ処理施設組合、津市ほか4箇町村衛生施設利用組合、中勢農業共済事務組合、久居地区広域衛生施設組合、久居地区広域消防組合、安芸美地区清掃処理施設利用組合、一志地区広域連合は、合併の日の前日一部事務組合を解散し、新市で事務を行います。

なお、一般職の職員は、新市の職員としての身分を引き継ぎます。

三重県自治会館組合、三重地方税管理回収機構は、合併の日の前日一部事務組合から脱退し、新市で合併の日に当該組合に加入します。

三重県市町村職員退職手当組合は、合併の日の前日一部事務組合から脱退しますが、新市で当該組合に加入するかどうか合併までに検討します。

一志社会福祉施設組合は、合併の日の前日一部事務組合を解散する方向で調整します。

なお、一般職の職員の身分の取扱いは、合併までに調整します。

【財産区】

久居市榊原財産区、芸濃町河内財産区および椋本財産区、一志町波瀬財産区は、現行のまま新市に引き継ぎます。

【土地開発公社】

新市で土地開発公社を設立します。久居市土地開発公社、安芸土地開発公社、一志中部土地開発公社は、合併の日までに財産、債権、債務を津市土地開発公社、または、当該設立市町に引き継ぎ解散する方向で調整します。

津市土地開発公社は、財産、債権、債務を新市土地開発公社に引き継ぎます。



使用料、手数料の取扱い

使用料、手数料の取扱いは、次のとおり確認されました。

使用料は現行どおりとしますが、同一または類似する施設は可能な限り統一します。

なお、使用料が大幅な上昇となる場合は経過措置を講じます。

手数料は、住民負担に配慮し、適正な負担額を決定して合併時に統一する方向で調整します。



公共的団体等の取扱い

公共的団体などは、新市の速やかな一体性の確立の観点から、それぞれの団体の実情を尊重しながら、その在り方について調整に努めることが確認されました。



附属機関の取扱い

附属機関の取扱いは、次のとおり確認されました。

すべての市町村に置かれている附属機関は統合して新市で設置します。一部の市町村に置かれている附属機関は、実体を考慮しながら合併までに調整し、引き続き設置する必要があるものは新市で設置します。



補助金、交付金等の取扱い

補助金、交付金などは、公益上の必要性や有効性、公平性の観点を踏まえて、市町村で同一、同種のものとは統一する方向で調整し、市町村独自のものは、従来からの経緯や実情などを考慮して新市全体の均衡を保つように調整することが確認されました。

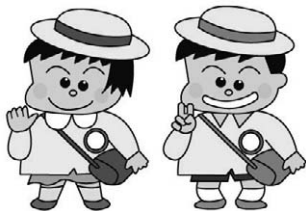


各種事務事業の取扱い (児童福祉事業)

児童福祉事業は、これまでに協議会で協議や報告をし、確認された内容をまとめたものが、合併協定項目として確認されました。

保育所入所負担金は、国徴収金額の合計の概ね72%（10市町村の平成13年度実績の加重平均）で徴収します。

階層区分は国の階層区分を原則とし、市町村の実績を踏まえて細分化を図ります。



なお、細分化を図っても入所負担金が大幅な上昇となる区分は、経過措置を講じます。



各種事務事業の取扱い (環境対策関係)

環境対策関係は、これまでに協議会で協議や報告をし、確認された内容をまとめたものが、合併協定項目として確認されました。

し尿処理業および浄化槽清掃業の許可などは、津市の例により調整します。

し尿処理業許可の地域割りは、し尿収集を確実に実施するため、従来の経緯を踏まえて旧市町村単位で地

域割りを行います。

共同污水处理施設修繕工事補助は、津市の例により調整しますが、計画戸数と処理能力は、安濃町の基準を勘案し調整します。

合併処理浄化槽設置整備事業補助は、国、県の補助基準の動向を勘案して、津市の例により調整します。

ただし、美里村、美杉村の現行の村費上乘せ分は当分の間継続し、事業所に対する補助は廃止します。



各種事務事業の取扱い (商工・観光関係)

商工・観光関係は、これまでに協議会で協議や報告をし、確認された内容をまとめたものが、合併協定項目として確認されました。

【商工会議所などの事業補助】

商工会議所などの事業補助は、商工会議所などの合併状況を見据えながら、新市移行後3年程度をめどに新たに統一した基準による補助制度を制定し、それまでの間は暫定的な交付基準により対応する方向で調整します。

【企業立地奨励金関係】

企業立地奨励金関係は、新市移行時は旧市町村で定めた企業誘致奨励金関係条例などを存続させ、合併後1年程度で新市企業誘致奨励金条例を策定する方向で調整します。

なお、新市移行前に旧奨励制度などの適用を受けている企業や新市企業誘致奨励金条例が策定されるまでの間に立地した企業は、該当奨励制度などの期間が終了するまで旧の奨励制度などの内容を適用します。

【観光協会補助】

観光協会補助は、新市移行時は現在それぞれの観光協会が実施している事業などの中で、地元主導で行われるものは、現行の補助金額を上限に引き続き支援を行います。

【花火大会・各種まつり】

現在それぞれの地域で行われている花火大会や各種まつりなどは、地元主導の実行委員会などの方式で実

施するものに対して、新市移行後も引き続き支援を行います。

【温泉運営事業】

温泉施設などは現行のまま新市に引き継ぎますが、新市移行後、望ましい温泉運営事業の在り方について検討をします。



各種事務事業の取扱い (下水道事業)

下水道事業の取扱いは、これまでに協議会で協議や報告をし、確認された内容をまとめたものが、合併協定項目として確認されました。

下水道事業計画は、新市で見直しを行い、合併後3年程度で計画の一元化を図りますが、それまでの間は現行どおりとします。

公共下水道事業受益者負担金の算定方式は、久居市の例により合併時に一元化しますが、合併前に単位負担金額決定済区域で、合併後賦課を行う場合は従前の例によるものとします。その他賦課徴収事務の取扱いは、津市の例により合併時に一元化します。

公共下水道使用料の料金体系は、久居市の例により合併時に一元化します。

ただし、新市で下水道事業の運営に支障がないように、新市で新たに策定する下水道事業計画を踏まえ、合併後3年程度をめどに料金改定について検討を行います。その他賦課徴収事務の取扱いは、津市の例により合併時に一元化します。

流域下水道の維持管理負担金および建設負担金は、合併までに県と協議し調整します。



各種事務事業の取扱い (学校教育関係)

学校教育関係は、これまでに協議会で協議や報告をし、確認された内

容をまとめたものが、合併協定項目として確認されました。

公立幼稚園保育料は、月額6,000円で調整し、合併後は教育内容の充実と職員の適正配置を図り、地域格差をなくすように努めます。

私学等振興助成、私立幼稚園援助事務は、新たな制度に基づき実施します。

公立学校の大規模改造事業と耐震補強事業は、新市の公立学校整備方針に基づいて基本計画と実施計画を策定して施設整備の順位を決めて実施します。

学校の設置や廃止などに関しては、現行のまま新市に引き継ぎます。

就学援助事務と特殊教育就学援助事務は、国の基準を基に、認定基準や事務処理方法を津市の例により統一します。

幼稚園就園奨励補助事業事務は、国の基準を基に、津市の例により公立幼稚園の保育料に対する減免措置および私立幼稚園保育料に対する補助を実施します。

奨学金貸付事務は廃止の方向で調整します。

遠距離通学費補助金は、合併時は現在の対象地区や対象条件に該当する生徒に限り補助制度を継続します。補助金の交付は、通学距離や地域の実情などを考慮して新たに基準を設けます。

給食施設の設備は、自校方式で行っているところは、施設の建築年数や衛生管理面の状況を踏まえてセンター方式による施設整備の導入を図りますが、衛生管理上問題のない施設は、現行どおり自校方式で実施します。

学校給食の実施方法は、市町村の実情に応じて現行どおりの実施方法を継続します。

給食の献立作成、食材の購入方法、調理方法、衛生管理の実施方法は、現在の市町村の状況を考慮し、給食センターの整備と調整を図りながら段階的に一元化を図ります。

給食費は、徴収額が同一になるように市町村の状況も踏まえ、給食センターの整備と調整を図りながら給食の食材や実施回数などを調整します。

公立幼稚園の3歳児保育は現行どおりとし、学級開設最低基準は、原則9人とする方向で調整します。

預かり保育は、新市移行時は現在実施している地域で継続して実施する方向で調整しますが、預かり保育料は、合併と同時に新たな基準を設定する方向で調整します。



各種事務事業の取扱い (生涯学習関係)

生涯学習関係は、これまでに協議会で協議や報告をし、確認された内容をまとめたものが、合併協定項目として確認されました。

社会教育関係団体の育成支援は、新市全域を活動区域とする社会教育関係団体へは、引き続き支援を行う方向で調整し、現在の団体などへは新しい行政区域に合わせた合併を奨励します。

生涯学習審議会は、公民館運営審議会およびスポーツ審議会は見直し、生涯学習スポーツ審議会に一元化し、その中に公民館とスポーツに関する分科会を設置します。

公民館施設の配置は、現行のまま新市に引き継ぎ、地域ごとに中心となる公民館を位置付けることで調整します。

公民館の事務や在り方などは、新市で設置する生涯学習スポーツ審議会に諮り調整します。

成人式は、合併後も当分の間現行どおりとし随時調整します。

教育集会所は、現行どおり存続します。

同和教育研究会補助は、新市全域を活動区域とする連合組織へ支援を行い、現在の団体などへは新しい行政区域に合わせた合併を奨励します。

図書館運営方法の利用資格は新市で統一の方向で調整し、開館時間は現行どおりとします。休館日は統一の方向で調整します。



新市の図書館運営方法を統一

図書館の館内、館外サービスは、それぞれの図書館の実情に即しながらサービスの内容を統一するように調整します。



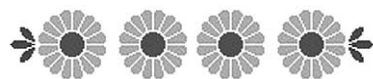
各種事務事業の取扱い (その他)

各種事業所の取り扱い（その他）は、これまでに協議会で協議や報告をし、確認された内容をまとめたものが、合併協定項目として確認されました。

指定金融機関などの指定は合併までに調整し、新市発足時に新たに指定金融機関などを指定します。

入札・契約制度は、市町村の実情を踏まえながら、津市の制度を基に統一した新たな制度を制定します。

なお、公募型指名競争入札に係る建設工事などの中で、設計金額が一定金額未満（土木一式工事の場合は当面5,000万円未満とし、段階的に2,500万円未満に引き下げる。他の工種は合併までに調整する。）の工事などについては、競争性を確保しながらも地域要件を考慮します。



お便りのご紹介



市町村合併について、協議会事務局にたくさんのご意見・ご要望をいただきありがとうございます。お便りの中から、要約整理してご紹介します。



- ・現在の構成市町村の職員の給与や議員報酬が、合併することによって全体的にアップすることのないようにするべきだ。
- ・美術館や博物館、科学館などの文化交流の拠点を地域ごとに計画して、文化施設の充実を図ることにより、新市の住民が文化の薫りに触れられるように、魅力あるまちづくりをしてほしい。
- ・合併の議論は、地域や住民の観点から進めるべきであり、自治体のための合併ではなく、住民が安全で安心して暮らせる地域を作るための合併であるべきだ。将来に悔いを残さないように住民も参画すべきだ。
- ・合理化の推進のためにスムーズに合併を早期に進めるべきだ。いろいろな市町村の意見はあると思うが、あまり小さな部分に捉われず、大きな目的のために推進してほしい。
- ・特例債は本当に必要な事業に使うべきだ。借金を後世に残してはいけない。

- ・市町村でさまざまな教育に関する施策があるが、子ども1人ひとりを大切にする教育を行ってほしい。
- ・本当の意味での地方の自立をもたらす合併の在り方を議論して、合併を成功すべきだ。
- ・民間委託を行うことによって、経費の削減を図るべきだ。
- ・合併期日の延長は断じて許されない。当初の目標どおりに合併すべきだ。
- ・住民の合併に伴う考え方もさまざまです。構成市町村の住民によるフォーラムを開催し、新市のまちづくりについて話し合っはいかげでしょうか。
- ・確定申告の手続きなど、今役場や支所で出来る手続きは、新市になっても引き続き出来るようにしてほしい。

*紙面の都合上、お寄せいただきましたお便りの一部しか掲載できませんが、ホームページでもご紹介していますのでご覧ください。

<平成16年6月1日から6月末日到着分まで(件)>

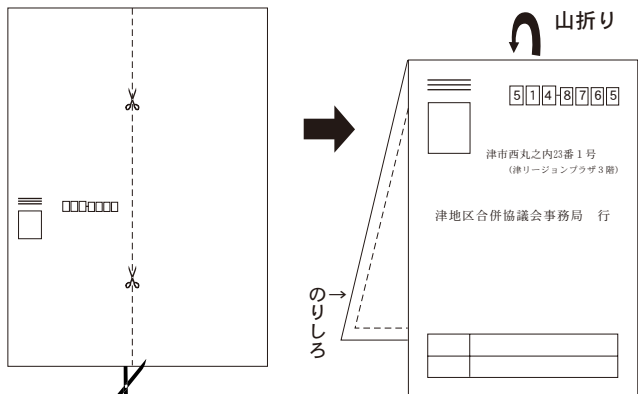
市町村名	お便り件数	男	女	不明	29歳以下	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳以上	不明
津市	33	24	7	2	1	3	6	10	6	5	-	2
久居市	12	5	5	2	-	2	2	1	3	1	-	3
河芸町	4	2	1	1	-	2	-	-	1	1	-	-
芸濃町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
美里村	1	-	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-
安濃町	3	1	2	-	1	-	-	1	1	-	-	-
香良洲町	5	1	4	-	-	-	-	2	2	1	-	-
一志町	2	2	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-
白山町	2	1	1	-	-	-	1	1	-	-	-	-
美杉村	8	2	5	1	-	-	1	2	2	1	1	3
不明	2	-	-	2	-	-	-	-	1	-	-	2
合計	72	38	26	8	2	7	11	17	14	10	1	10
平成15年4月分からの合計	1019	610	310	99	14	98	128	166	250	192	23	148

返信用封筒の作り方

市町村合併についてのご意見・ご要望を事務局までお送りください。

裏面のご意見欄と所定のアンケート項目にご記入の上、点線部分に沿って切り取ると返信用の封筒になります。

下図のように二つ折りにしてのり付けした上で、郵送してください。（切手は必要ありません）



切り取り線に沿ってページから切り離します。

のりでとめてください。

～みんなで考えよう！市町村合併～

（山折り）

料金受取人払



差出有効期間
平成17年3月
末日まで有効

●切手不要

5 1 4 8 7 6 5

津市西丸之内23番1号

（津リージョンプラザ3階）

津地区合併協議会事務局 行



※差し支えなければ、ご記入ください。

ご住所	
お名前	

最近の動き

7月5日 第28回津地区合併協議会を開催
8月1日 合併協議会だより第17号を発行

協議会の開催予定

●第29回津地区合併協議会

とき 8月2日（月）、午後1時～

ところ 津市センターパレスホール（津センターパレス5階）

※変更する場合がありますので、傍聴を希望される人は、事前に事務局へご確認ください。

構成市町村の人口

291,586人

津市	165,332人	安濃町	11,487人
久居市	41,938人	香良洲町	5,505人
河芸町	18,346人	一志町	15,255人
芸濃町	8,740人	白山町	13,663人
美里村	4,296人	美杉村	7,024人

平成16年5月31日現在の人口（外国人を含む）。
ただし、津市、河芸町、香良洲町は、平成16年6月1日現在。

編集/発行

津地区合併協議会事務局

（津リージョンプラザ3階）

〒514-8611 津市西丸之内23番1号

☎059(229)3450 / FAX059(229)3451

Eメール gappei@city.tsu.mie.jp

ホームページ <http://www.tsu-gappei.jp>